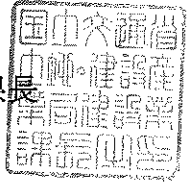


国土建第10号
平成27年4月9日

(一社) 日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適切な運用の徹底について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）については、平成12年に公布され、その適正かつ円滑な施行を図っているところですが、今般、同法第10条に基づく対象建設工事の発注者による届出の手続きが適切に行われていなかった事案が明らかとなりました。

つきましては、同種事案の再発防止のため、貴団体におかれては、傘下の建設企業に対し、対象建設工事の発注者とも連携し、建設リサイクル法が確実に遵守されるよう、改めて周知徹底いただくようお願いいたします。